

平成23年度 第1回府中市青少年問題協議会

議事録(要旨)

- 日 時 平成23年7月1日(金)午後2時～午後3時
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 野口会長、高野委員、山上委員、芝委員、江田委員、佐藤委員、坂本委員、堺委員、西谷委員、本間委員、金子委員、高橋委員、土方委員、吉野委員、松本委員、鎌田委員、大津委員、北島委員、本田委員、杉田委員、倉島委員、酒井委員、中村委員、田中委員、糸満委員、清水委員(石井委員代理)
- 欠席委員 川本委員、吉田委員、石塚委員、深川委員
- 市職員 川崎子ども家庭部長、中川市民生活部次長、堀口環境安全部次長、澁谷生涯学習スポーツ課長、加藤環境政策課長、関根子育て支援課長、宮崎地域福祉推進課長補佐、黒澤子育て支援課副主幹、桑田指導室補佐
- 事務局 桜田子ども家庭部次長、佐伯児童青少年課長補佐、鈴木青少年係長、川田健全育成担当主査、坂田事務職員、菊池事務職員
- 傍聴者 0名

資料

1 会議資料

- (1) 平成23年度第1回府中市青少年問題協議会会議資料
 - 資料1…府中市青少年問題協議会条例
 - 資料2…平成22年度府中市青少年健全育成関連事業実施結果等
 - 資料3…平成22年度青少対地区委員会・研修会実施状況等
 - 資料4…社会環境浄化活動について
 - 資料5…平成23年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱
府中市青少年問題協議会委員名簿
- (2) 子ども家庭支援センター相談(新規)統計報告
- (3) 他市の広報紙
- (4) 府中市青少年健全育成マスコットキャラクター案

2 参考資料

- (1) 府中市暴力団排除条例

- (2) 少年非行の傾向(平成22年)
- (3) 東京都青少年の健全な育成に関する条例のあらまし
- (4) 平成22年度多摩児童相談所管内の状況と23年度重点課題について
- (5) 児童虐待防止のための親権制度見直しに関する法律の概要
- (6) 東京都の養育家庭(ほっとファミリー)制度とは

次 第

- 1 あいさつ
- 2 議題
 - (1) 副会長の選任について
 - (2) 府中市青少年健全育成事業の実施状況並びに青少年対策地区委員会の活動状況について
 - (3) 府中市内における少年非行等の現状について
 - (4) 府中市内における児童相談の現状について
 - (5) 青少年の健全育成を目的とした広報紙の作成について
- 3 情報交換
児童・生徒の現状について
- 4 その他
- 5 閉会

議 事 概 要

- 1 あいさつ
会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 新委員の紹介
- ・ 委嘱状の伝達
- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配布資料の確認

が行われた。

- 2 議題
 - (1) 副会長の選任について
【事務局より説明】

山上委員から高野委員の推薦、本間委員から松本委員の推薦があり、了承が得られ、両委員が副会長に選任された。

(2) 府中市青少年健全育成事業の実施状況並びに青少年対策地区委員会の活動状況について

【事務局より、資料2に基づき府中市青少年健全育成事業の実施状況について、委員より、資料3に基づき青少年対策地区委員会の活動状況について、それぞれ説明】

【意見、質問はなし。了承】

(3) 府中市内における少年非行等の現状について

【委員より説明】

6月末現在において、府中署で少年事件として検挙した数は、57件59名です。前年同期比で見ますと、4件の増加ですが、概ね横ばいといった傾向です。

犯罪傾向は、依然として自転車盗や万引き事案が主な犯罪であります。

次に、少年事件のうち強制事件として送致した事件ですが、6月末現在において8件です。

特異な事案としては、少年らによる監禁傷害事件がありました。新聞等により報道もされましたが、成人1名と少年2名を検挙しております。

また、当署管内の非行少年グループによる窃盗事件、オートバイ盗、万引き事件があり、いずれも逮捕しております。

少年の補導状況について説明します。補導件数は、6月末現在344名で昨年同時期と比べますと153名の増加になります。

補導内容は、深夜はいかい、喫煙等がほとんどを占めており、この傾向は前年と変わっておりません。

問題点としては、保護者が深夜はいかいや喫煙の状況を注意しても、保護者の言うことを聞かない少年が散見されたということで、当署でも少年の相談を受け付けておりますので、ぜひ活用していただければと思います。

なお、昨年度と比べて153名の少年補導が増加した理由は、今年は少年補導を強化して取り組んだということの結果になります。

さらに、少年の健全育成への取組みとして、非行少年の立ち直り支援のため、5月に行われました府中市主催の多摩川一斉清掃に、非行グループの少年とその

保護者を参加させ環境美化活動を実施しました。この取り組みに対しては、参加した保護者から大変評価していただいております。

今後もこのような行事に参加して、少年のみならず保護者にも積極的に関わり少年に対する見守り及び少年に非行を起こさせない社会づくりの実践をしていきたいと思っております。

最後に、間もなく夏休みを迎え子ども達は解放的になります。それに伴い深夜はいかい等の不良行為から非行に走ったり、あるいは家出をする少年の増加が予想されます。「子どもは地域の宝」ですので、自分の子ども人の子も同じ気持ちで、叱って褒めていただければと思います。

皆様方には、これからも少年の健全育成に対しご理解を賜り、ご協力をお願いしたいと思います。

【委員より質問】

補導が増えているということで、警察署長に対し質問があるのですが、補導された場合どのような対応になるのでしょうか。

【委員より回答】

少年を補導した場合には、その少年の保護者に連絡することになります。

(4) 府中市内における児童相談の現状について

【委員より資料「子ども家庭支援センター相談（新規）統計報告」に基づき説明】

子ども家庭支援センターにおける児童相談の現状についてご説明させていただきます。

資料では、19年度からの推移を掲載しております。

はじめに、相談件数についてですが、22年度は830件で前年度より166件、25%の増加となっています。

主な相談として、虐待や養育困難のいわゆる養護相談が438件、子どもの出生や育児不安などの育成相談が225件、障害のある子どもの養育や福祉サービスなどの相談が24件で相談全体のうち、養護相談の占める割合が、52.8パーセントと半数以上を占めております。

不登校による相談件数は減少しておりますが、不登校の要因に虐待や家庭環境などの養育困難があるため、養護相談件数としてカウントしているためです。

養育困難も不登校も背景が複雑で、対応に労力も時間もかかり、改善が困難なことが多く、継続ケースになっていることが多いのが現状であります。

ここで、多摩児童相談所から提供いただいている資料をご覧ください。

多摩児童相談所の管内の22年度の相談件数が895件で、前年度と比べると114件減っているということになりますが、虐待相談件数は、増加しております。

府中市の虐待相談件数も同様に増加しておりますが、このことは、児童人口が増えていること、長期にわたる継続ケースが増えていることが理由です。その他に、子ども家庭支援センターと多摩児童相談所との情報提供や、協力依頼などをおし、密な連携が図られ、適切な援助体制が整ってきたことが件数にあらわれていると思います。

また、江戸川区で発生した小学校一年生虐待死亡事件をはじめ後を絶たない児童虐待事件が表面化してきたことで大きな社会問題としてとらえられ社会の認識が高まってきたことによって、家族や親戚からの通告や、異常な叱り方や子どもの泣き声により「虐待かわからないけれども心配だから連絡しました」という近隣からの通報も増えております。

昨年の十月から、学校、保育所等から、欠席状況や欠席があった場合の家庭からの連絡の有無、欠席理由などその他必要な情報を子ども家庭支援センター、そして多摩児童相談所に毎月1回情報をいただいております。

このような関係機関との連携や協力体制の強化は、児童虐待の早期発見、虐待防止につながることから今後も継続してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【意見質問は無し、了承】

(5) 青少年の健全育成を目的とした広報紙の作成について

【事務局より説明】

それでは、議題（5） 青少年の健全育成を目的とした広報紙の作成についてご説明いたします。

事務局では、青少年に対し、健全育成に有益な情報を直接提供すること及び青少年対策地区委員会の活動を知っていただくことを目的に広報紙を作成したいと考えております。

この情報紙の発行主体は、青少年問題協議会、青少年対策地区委員会、府中市の3機関連名とし、紙面は、市の広報紙の大きさか、少し小さいB3両面見開き程度、内容につきましては他市の広報紙等を参考にして、

- ・非行防止等、青少年問題協議会からの啓発
- ・青少年対策地区委員会の活動やイベント情報
- ・児童青少年課が実施するイベント情報
- ・青少年相談窓口のPR

等を掲載する予定です。

また、広報紙の発行に際し、「府中市青少年健全育成マスコットキャラクター」を作成することとし、広報紙に使用するのみならず、「家庭の日事業」を含む青少年の健全育成事業全般に使用することにより、より多くの青少年が様々な健全育成事業に対する興味を持つようPR・啓発したく存じます。

なお、紙面作成に関しましては、各地区青少対だけではなく青少年問題協議会委員の皆様からも記事を提供していただき、事務局で編集を行い、年1回、できれば今年の11月頃の発行を考えております。

当初の発行部数は、25,000部とし市内小・中学校への全校配布、各地区青少対、各文化センター、健全育成協力店等へ配布するほか、青少対の皆様にも街頭広報活動等で配布を行なっていただきたく存じます。

現在の青少年の置かれている状況や環境を考えますと、この広報紙の発行は必要であり、広く青少年が直接手に触れ、見ていただくために工夫を凝らすよう考えておりますので、是非ご協力をいただきたくお願いいたします。

【意見質問は無し、了承】

3 情報交換

児童・生徒の現状について

【委員より小学校の現状を説明】

小学校の子どもたちの様子としては交通事故、万引きが多いと聞いており、地域ぐるみで子どもたちの健全育成に努めていただければと思います。

ところで、3月11日に起こりました東日本大震災の際の状況について若干、話をさせて頂きたいと思います。当日、各校でそれぞれの対応がとられたことと思いますが、具体的に私の学校の様子についてお話をさせて頂きたいと思います。

当日は、副校長が不在であったので校長から全校に緊急放送をして、「落ち着いて机の下に隠れるように」という指示をいたしました。通常より揺れの時間が長く続きましたので、落ち着いて揺れの収まるのを待たせました。その間に、職員室と校長室では、テレビをつけ情報収集に努めました。かなり大きい地震であるということが、職員の間で認識され、揺れが収まった時点で全員を帰宅の準備をさせて校庭に集合させ各方面別に、職員が引率をして帰宅をさせることになりました。

問題点としましては、学校としては、児童を安全に帰宅させるというのが第一の主眼だったのですが、ちょうど時間的には、一年生と二年生は、下校完了している時間帯でございましたので、三年生以上が学校にいたわけでありました。

各校の校長の判断で、対策を行ったのですけれども、本校の場合は、帰れる段階では帰そうという判断でした。保護者が帰宅できない状況が発生していたということは後で分かったので、この判断の段階では、そこまで認識することができません

でした。私は、定時で職員を退校させ、学童保育で午後8時に全員保護者へ引き渡したのを確認して市の教育委員会に連絡を入れました。

なお、市内の小学校、中学校につきましては、帰宅困難者の受入れをして校長以下職員が次の日まで、活動にあたったところもあったと聞いております。

【委員から質問】

震災時の様子について、他の小学校の様子について校長会で話が出ましたでしょうか？

【委員から回答】

今日は、詳しい資料を持っていませんが、校長会では、簡単にレポートをまとめて、状況を共有しています。

【委員から意見】

震災の折の集団下校に、民生児童委員として学校からの要請を得て、集団下校についていったのですが、日中、保護者のいない家庭が多いことがわかり、震災時の対応、普段の生活においてもかなり危険があると思いました。

【委員より中学校の現状を説明】

最近の中学生の状況について、三点ほどお話をさせて頂きたいと思います。

一つは、生活習慣ということですが、中学生になり、塾に通う生徒が増え、夜九時半ころに生徒が帰宅する状況がございます。

当然家に帰って食事をすることになりますから、生活時間が遅くなってきている、連動して睡眠時間が少なくなる、あるいは朝食を食べないで登校する生徒がいるという傾向が増えつつあるということがあります。

二点目は、東京都では6月を「ふれあい月間」と位置づけておりまして、いじめや不登校などを、もう一度見直そうといった取り組みをしているところであります。

中学校では、どこの学校でもいじめはあるという認識に立って、生徒の様子を観察し、早期発見に努めています。最近の傾向として、中学校に入学してくる男子と女子の意識の差が大幅に開きつつあると感じております。

女子のほうはしっかりしていて、いろいろな学校の期待に沿おうとするのですが、男子は非常に幼く、中一、中二くらいまで廊下で転げまわって、小さい子がふざけるような状況も目にします。

やがては育ってはいくわけですが、ともするとふざけあいがけんかに発展し、集団になり、いじめになっていくという傾向も見られます。けっして陰湿というようなことではなく、ちょっとしたことから暴力行為が起こるようなこともございます。

ただ一方で、携帯等のメールを使ってのブログの書き込み、嫌がらせ、これが発展してのいじめといったことも報告を受けることがあり、学校でも対応しているところでもあります。

三点目として、特に問題行動の点で、先ほど府中警察署からもお話がありましたが、ごく一部の非行傾向のあるグループによる深夜はいかいだとか万引き、喫煙等の報告をうけております。しかし、大方の生徒についてはそういうことはございません。

万引きについては、増えているという報告があり、学校でも、規範意識の向上を図るよう指導しているところでございます。

震災の関係につきましては、基本的には小学校と同じでございますが、何かご質問等があればお寄せいただければと思います。

【委員より高等学校の現状を説明】

健全育成という観点から、本校の部活動及び生徒会のお話をさせていただきます。

本校の野球部ですが、左投げで142キロの本格派のピッチャーがおりまして、先日も全国紙で紹介されたり、高校野球の雑誌等にも紹介されました。7月10日に最初の試合があるのですが、優勝候補高との2週間ほど前の練習試合でも、5回までいいピッチングでしたので、大変楽しみで、ぜひ期待していただければと思います。

それから、生徒会が震災以降、校門に立ち義援金の募金活動をおこなっております。ある日は35円しか入らなかった日もあるのですが、まだ続けております。2学期にはバザーなどを行ったり、もっといろいろやりたいと生徒も話しております。

集まりましたお金につきましては、市の義援金の窓口へお届けさせていただければと思います。

本校のお話をさせていただきましたが、市内には都立高校が五校あるのですが、一番の課題として、安全教育があります。つい先週にも世田谷区のほうで、高校生が81歳のお年寄りを自転車で事故を起こし死亡させてしまうという事故がありました。

安全教育というのは、震災に関する防災教育はもちろん、交通安全ということもあります。

それから、生活安全ということで、部活動の熱中症等もとても多いですし、携帯電話等のいろいろなトラブルとか、そういったさまざまな身の回りにある危険に対しても高校生が危険を予知して適切な行動を取れるようにする。

防災、交通安全、生活安全ということで、もう一度計画を立て直して、生徒に考えさせ行動できる力を養っていくというところが大きな課題としてあがっている。

交通安全については、府中署にお願いしまして、交通安全教室を今までよりもう一步踏み込んで行いたいと思っております。

高校生は、「ただ自分が」ではなくて「地域の子ども、お年寄り」からみたら、頼れるお兄さん、お姉さんですので、そういった視点でも、地域に貢献できるような人材の育成を課題として取り組んでいます。

4 その他

【環境安全部次長より資料「府中市暴力団排除条例」に基づき説明】

府中市暴力団排除条例につきまして、青少年の健全育成に関する部分がございますので簡単にご説明させていただきます。

本条例の概要ですが、本市において暴力団員による不当な要求行動を防止し、及びこれにより市民生活または市の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動を推進するもので、本年10月1日に東京都暴力団排除条例の施行に合わせ制定したものであります。

本条例は第1条の条例の目的から、第12条の市民等の安全確保のための措置まで定めたものであります。

その中の第11条でございますが、本協議会にも関連してございまして、その内容につきましては、青少年の教育又は育成に携わる者が、青少年が「暴力団は市民の生活等に不当な影響を与える存在であること」を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものと定められております。

具体的に申しますと、小中高等学校等におきまして、暴力団の悪性を教示し暴力団の真の姿を知らせたり、深夜営業中の飲食店や、風俗店等を利用したり、またそこでアルバイトなど働いたりしないこと、または、暴力団の影響を及ぼす暴走族に加入しないよう指導するなど青少年のうちから暴力団と関わりを持たないようにすることがあげられます。

今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

5 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。